

ハンセン病を正しく理解しましょう



ハンセン病はきわめて病原性の弱い細菌による感染症です。この菌を発見したノルウェーの医師・ハンセン氏の名前から名付けられました。現代の日本では発症することは少なく、また発症しても治療方法が確立されており、不治の病気ではなくなりました。

本市には「長島愛生園」と「邑久光明園」の二つの国立療養所があります。

昭和63(1988)年に長島と本土との間に邑久長島大橋が開通し、療養所と社会を一本の道でつなぐことになりました。この橋は「人間回復の橋」と呼ばれています。そして昨年開通20周年を迎えました。

わたしたち一人一人が、ハンセン病についての正しい知識と理解を持つことが、社会に根強く残る偏見や差別をなくするための第一歩です。そして患者や元患者の皆さんとその家族が安心して暮らせるように支援しましょう。

伝えよう、正しい知識

- 遺伝病ではありません。
- 感染力のきわめて弱い細菌による病気です。
- 現代では、確実に治癒することができます。

■問い合わせ先
市市民課 ☎0869-22-3922

介護保険料の所得段階が8段階になります

瀬戸内市の保険料の基準額 55,200円(年額) 4,600円(月額)

所得段階	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金(※1)を受けている人	基準額×0.50	27,600円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額(※2)と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	27,600円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の人	基準額×0.75	41,400円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.90	49,600円
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で第4段階以外の人	基準額×1.00	55,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	69,000円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	82,800円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.60	88,300円

※1 老齢福祉年金とは…明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。
※2 合計所得金額とは…「収入金額」から「必要経費の相当額」を差し引いた額で、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

■問い合わせ先
市税務課 ☎0869-22-1114
市いきいき長寿課 ☎0869-26-5926

国民健康保険税の税率は次のとおりです

平成21年度より国民健康保険税の介護分の限度額が10万円になります

医療分…所得割 7.60% 均等割 26,500円 平等割 22,500円 限度額 47万円
 支援分…所得割 2.50% 均等割 8,400円 平等割 6,600円 限度額 12万円
 介護分…所得割 1.80% 均等割 8,000円 平等割 5,000円 限度額 10万円

■問い合わせ先
市税務課 ☎0869-22-1114
市市民課 ☎0869-22-1790

公的年金から個人住民税を天引き(特別徴収)する制度が始まります

10月から公的年金にかかる所得に対する個人住民税(市県民税)の支払い方法が変わります

公的年金を受給している、個人住民税の納税義務がある人は、普通徴収(納付書または口座振替)により住民税を納付していましたが、10月から年金支給時に住民税を天引き(年金特別徴収)する制度が始まります。

が対象になるため、年金受給者すべての皆さんが該当するわけではありません。
▽対象となる人
・4月1日に65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務がある人
・国民年金法に基づく老齢基礎年

金の受給額が年18万円以上ある人
・介護保険料が年金から天引きされている人
・年金の受給額が、介護保険料+国保税または長寿医療特別徴収額+住民税特別徴収額より大きい人
※なお、前の要件すべてに該当しても対象とならない場合もあります。
▽特別徴収の対象となる住民税
年金にかかる住民税のみが対象です。年金以外(給与・農業・営業など)の所得にかかる住民税は今までどおり、給与からの天引き(給与特別徴収)または普通徴収

(納付書または口座振替)での納付をお願いします。
※いずれの納付方法でも、年間の住民税額は変わりません。なお、特別徴収(天引き)の開始は、10月支給分の年金からとなります。そのため、21年度の税額の半分については、6月と8月に普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。
※該当となる人には、6月発送の納税通知書でお知らせします。
■問い合わせ先
市税務課
☎0869-22-1114